

第2期湯河原町

子ども・子育て
支援事業計画

令和2年度～令和6年度

概要版



令和2年3月
湯河原町

計画の概要



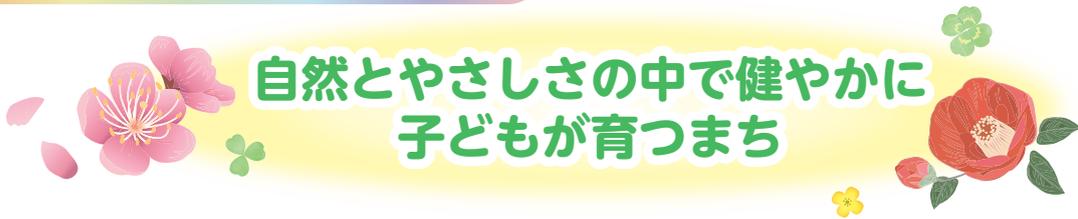
<計画策定の趣旨>

近年、核家族化の進展や地域のつながりの希薄化など子育てをめぐる地域や家庭の状況は変化しています。また、出産に伴う女性の就労継続も依然として厳しい状況にあるなど、子育て家庭を取り巻く社会や経済の環境の変化によって、子育ての負担や不安、孤立感が高まっている状況です。

こうした中、国では平成24年8月に「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正」、「子ども・子育て支援法等の施行に伴う関係法律整備法」のいわゆる「**子ども・子育て関連3法**」を制定し、平成27年度からは「**子ども・子育て支援新制度**」が始まりました。これを受けて本町では、平成27年度から令和元年度までを計画期間とする「湯河原町第1期子ども・子育て支援事業計画」（以下「第1期計画」）を策定し、子ども・子育て支援に関する様々な施策を展開してきました。

これを継承したものが「湯河原町第2期子ども・子育て支援事業計画」（以下「本計画」）です。本計画では、国による令和元年の「子ども・子育て支援法」の一部改正といった基本指針の改正等を踏まえた内容となっております。また、平成30年度に実施した子ども・子育て支援に係るアンケート調査の結果や、「子ども・子育て会議」等での議論、教育・保育や地域子ども・子育て支援事業の見込量などを勘案し、本町の現状や課題を反映した計画となるよう策定されています。

<計画の基本理念>



<計画の視点>

- ① 子どもの視点
- ② 次代の親の育成という視点
- ③ サービス利用者の視点
- ④ 社会全体による支援の視点
- ⑤ すべての子どもと家庭への視点
- ⑥ 地域における社会資源の効果的な活用の視点
- ⑦ 地域特性の視点

<計画期間>

本計画の期間は、法律に基づき、令和2年度から令和6年度までの5年間です。

平成26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	
計画策定	← 第1期子ども・子育て支援事業計画 →					計画策定	← 第2期子ども・子育て支援事業計画 →				

子ども・子育て支援新制度とは



<新制度の概要>

平成24年8月に成立した**子ども・子育て関連3法**に基づく制度で、平成27年度からスタートしました。さらに、令和元年10月には「子ども・子育て支援法」の一部改正により、子育てのための施設等利用給付が新設されました。

新制度の主なポイント

- 認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（**施設型給付**）及び小規模保育等への給付（**地域型保育給付**）の創設
- 認定こども園制度の改正（幼保連携型認定こども園の改善等）
 - ・幼保連携型認定こども園について、認可・指導監督の一本化、学校及び児童福祉施設としての法的位置づけ
 - ・認定こども園の財政措置を「施設型給付」に一本化
- 地域の実情に応じた子ども・子育て支援（利用者支援、地域子育て支援拠点、放課後児童クラブなどの**地域子ども・子育て支援事業**）の充実
- 市町村が実施主体
 - ・市町村は地域のニーズに基づき計画を策定、給付・事業を実施
 - ・国・都道府県は実施主体の市町村を重層的に支える
- 政府の推進体制
 - ・制度ごとにバラバラな政府の推進体制を整備（内閣府に子ども・子育て本部を設置）
- 子ども・子育て会議の設置
 - ・国に有識者、地方公共団体、事業主代表・労働者代表、子育て当事者、子育て支援当事者等が、子育て支援政策プロセス等に参画・関与することができる仕組みとして、子ども・子育て会議を設置
 - ・市町村等の合議制機関（地方版子ども・子育て会議）の設置努力義務

子ども・子育て支援給付

- 現金給付
 - 児童手当
- 教育・保育給付
 - **施設型給付**
 - ・認定こども園
 - ・幼稚園
 - ・保育所
 - **地域型保育給付**
 - ・小規模保育
 - ・家庭的保育
 - ・居宅訪問型保育
 - ・事業所内保育
- **子育てのための施設等利用給付**
(令和元年10月～)
 - ・幼児教育・保育の無償化

地域子ども・子育て支援事業

- ① 利用者支援事業
- ② 地域子育て支援拠点事業
- ③ 妊婦健康診査事業
- ④ 乳児家庭全戸訪問事業
- ⑤ 養育支援訪問事業
- ⑥ 子育て短期支援事業（ショートステイ事業）
- ⑦ 子育て援助活動支援事業
(ファミリー・サポート・センター事業)
- ⑧ 一時預かり事業
- ⑨ 延長保育事業
- ⑩ 病児・病後児保育事業
- ⑪ 放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）
- ⑫ 実費徴収に係る補足給付を行う事業
- ⑬ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

子ども・子育て支援法では、保護者の申請を受けた市町村が客観的基準に基づき、保育の必要性を認定したうえで、給付を支給する仕組みとなっています。

認定区分	対象者
1号認定	満3歳以上の学校教育のみの就学前の子ども（保育の必要性なし）
2号認定	満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども（保育を必要とする子ども）
3号認定	満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども（保育を必要とする子ども）

基本理念を実現するための施策事業



1 地域における子育て支援

1 地域における子育て支援・保育サービスの充実

- | | |
|---------------------|----------------------|
| 1 子育てサロン | 7 延長保育 |
| 2 一時預かり | 8 保育内容の充実 |
| 3 ファミリー・サポート・センター事業 | 9 園庭開放(保育園・幼稚園) |
| 4 育児・教育相談 | 10 放課後児童健全育成事業(学童保育) |
| 5 幼稚園での預かり保育 | 11 放課後子ども教室推進事業 |
| 6 通常保育(待機児童ゼロ) | 12 多世代交流事業 |

2 子育て支援のネットワークづくり

- | | |
|-------------------|--------------------|
| 13 子育て支援ネットワークの構築 | 17 消防出初め式 |
| 14 相談窓口の一元化 | 18 読み聞かせ(ボランティア) |
| 15 保育園児と高齢者との交流 | 19 保育園・幼稚園・小学校との連携 |
| 16 敬老のつどい | |

3 児童の健全育成支援

- | | |
|--------------------------|----------------------------------|
| 20 町民レクリエーションのつどい開催事業 | 30 ジュニアリーダー養成事業 |
| 21 小・中学生の町内清掃作業 | 31 子どもワークショップ |
| 22 中学生職場体験事業 | 32 美術館たんけん |
| 23 青少年地域体験活動支援事業 | 33 鑑賞教室 |
| 24 三原市・湯河原町親善都市子ども交流推進事業 | 34 教育支援教室の充実 |
| 25 たこづくり教室 | 35 育英奨学金制度 |
| 26 新春たこあげ大会 | 36 要保護・準要保護児童生徒援助費及び特別支援教育奨励費補助金 |
| 27 親子陶芸教室開催事業 | 37 私立幼稚園就園奨励費助成制度 |
| 28 自然科学・歴史文化探訪事業 | 38 薬物乱用、喫煙防止教育の推進 |
| 29 地域会館活用事業 | |

2 母子・思春期保健の事業

1 子どもや母親の健康の確保

- | | |
|----------------|------------------------|
| 39 4か月児健康診査 | 45 3歳6か月児健康診査 |
| 40 8～9か月健康診査 | 46 2歳児歯科検診及び2歳6か月児歯科検診 |
| 41 1歳6か月児健康診査 | 47 ハイリスク歯科検診 |
| 42 1歳児歯科教室 | 48 予防接種 |
| 43 子育て相談(心理相談) | 49 地区組織活動、母子保健推進員の育成 |
| 44 予防接種相談 | |

2 食育の推進

- | | | | |
|----|--------------------------|----|--------------------|
| 50 | マタニティクラス | 56 | 給食試食会 |
| 51 | 妊産婦・新生児・乳幼児訪問 | 57 | ふれあい給食 |
| 52 | 各種乳幼児健康診査 | 58 | 小学生の料理教室 |
| 53 | 離乳食講習会 | 59 | サポートメイト養成・食育サポート養成 |
| 54 | 育児相談(栄養相談) | 60 | 土にふれあう園児のつどい |
| 55 | 保育園・幼稚園・小学校・中学校における食育の推進 | | |

3 思春期保健対策の充実

- | | | | |
|----|-------------|----|---------------|
| 61 | 思春期の子どもへの教育 | 62 | スクールカウンセラーの配置 |
|----|-------------|----|---------------|

4 小児医療の充実

- | | | | |
|----|-----------|----|----------|
| 63 | 医療機関の情報提供 | 65 | 小児医療費の助成 |
| 64 | 新生児聴覚検査 | | |

5 安心して妊娠、出産を迎えるための環境づくり

- | | | | |
|----|-------------|----|-------------------|
| 66 | 不妊治療費助成 | 74 | こんにちは赤ちゃん事業 |
| 67 | 不育症治療費助成 | 75 | 育児相談 |
| 68 | マタニティクラス | 76 | かるがも育児教室 |
| 69 | 妊婦健康診査 | 77 | 離乳食講習会 |
| 70 | ハイリスク母子訪問指導 | 78 | 親子の自主サークル つちのこクラブ |
| 71 | 妊産婦・乳幼児訪問指導 | 79 | 親子の自主サークル このゆびとまれ |
| 72 | 産婦健康診査 | 80 | マタニティ・サポート119 |
| 73 | 産後ケア | | |

3 子どもの教育環境の整備

1 次代の親の育成

- | | |
|----|--------------|
| 81 | 保育ボランティアの受入れ |
|----|--------------|



2 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境の整備

- | | | | |
|----|-----------------------|-----|-------------------|
| 82 | ポート・スティーブンス市中学生派遣事業 | 98 | スタディーサポートの活用 |
| 83 | 歯科保健指導 | 99 | 人権教育等促進事業 |
| 84 | 国際理解教育 外国文化に親しむ活動 | 100 | ハートフルウィーク |
| 85 | 社会人講師の活用 | 101 | 幼保小外国語活動の推進 |
| 86 | 学校独自の事業の実施 | 102 | 明るい選挙啓発ポスター作品募集事業 |
| 87 | 宿泊学習 | 103 | 足柄下郡中学校生徒標語募集事業 |
| 88 | 夏休み学習相談の開催 | 104 | 環境学習事業 |
| 89 | いじめ0をめざして | 105 | 浄水センター施設見学会 |
| 90 | 道徳教育の充実 | 106 | 「下水道の日」標語等作品募集事業 |
| 91 | 休み時間を利用した体力づくりの推進 | 107 | 学校巡回文庫 |
| 92 | 地域と学校との連携協力による多様な体験活動 | 108 | 子どもとしゃかんクラブ |
| 93 | 情報教育の推進 | 109 | おはなし会 |
| 94 | ボランティアによる読み聞かせ | 110 | 子ども読書まつり |
| 95 | 地域に開かれた学校づくり | 111 | としゃかんたんけん隊・一日図書館員 |
| 96 | 教職員の資質の向上 | 112 | ねむれないほどこわ〜いおはなし会 |
| 97 | 外国人教師の活用 | | |

3 家庭や地域の教育力の向上

- | | | | |
|-----|------------|-----|---------|
| 113 | 家庭教育学級の充実 | 116 | セカンドブック |
| 114 | 町立学校施設開放事業 | 117 | おはなしだっこ |
| 115 | ブックスタート | | |

4 子どもにやさしい生活環境の整備

1 良質な住宅や良好な居住環境の確保

2 安全な道路交通環境の整備

- | | | | |
|-----|-------------|-----|-----------|
| 118 | 道路施設の維持及び整備 | 119 | 違法駐車防止の啓発 |
|-----|-------------|-----|-----------|

3 安心して外出できるまちづくり

- | | | | |
|-----|----------------------|-----|--------|
| 120 | 公共施設、トイレ等のバリアフリー化の推進 | 121 | 防犯灯の整備 |
|-----|----------------------|-----|--------|



5 職業生活と家庭生活の両立の推進

1 働き方の見直し

- 122 男女共同参画意識の啓発

6 子どもと地域の安心・安全の確保

1 子どもの不慮の事故防止対策の推進

- 123 家庭内での事故防止
- 124 交通安全運動の推進
- 125 交通安全教室の充実
- 126 チャイルドシート等の普及

2 子どもを犯罪者等の被害から守るための活動の推進

- 127 防犯安全教育の推進
- 128 防犯ブザーの配布
- 129 防犯情報の提供
- 130 青少年相談員設置事業(非行の防止と相談体制の充実)
- 131 防犯運動の推進
- 132 防犯カメラの設置助成

7 特に支援の必要な子どもたちと家庭への支援の充実

1 児童虐待防止対策の充実

- 133 相談・指導体制の整備
- 134 健康診査や相談時等の対応
- 135 青少年相談員設置事業(虐待情報の把握)
- 136 要保護児童対策地域協議会
- 137 児童委員、主任児童委員による相談・見守り

2 母子家庭等の自立支援の推進

- 138 ひとり親家庭等医療費の助成
- 139 保育園の優先入園

3 障がい児施策の推進

- 140 あゆみの会
- 141 重度障がい者医療費助成制度
- 142 児童福祉法に基づく障がい児通所支援
- 143 相談・指導体制の整備

4 子どもの貧困対策の推進(※は再掲)

- 144 要保護・準要保護児童生徒援助費及び特別支援教育奨励費補助金※
- 145 育英奨学金制度※
- 146 スクールカウンセラーの配置※
- 147 スクールソーシャルワーカーの配置
- 148 ひとり親家庭等医療費の助成※
- 149 寡婦(夫)控除のみなし適用

幼児期の教育・保育の量の見込みと確保の内容

単位：人

計画年度	利用者区分	A量の見込み	B確保の内容				B計	B-A	
			教育・保育施設	確認を受けない幼稚園	地域型保育事業	認定こども園			
令和2年度	1号認定	82	125	0			125	43	
	2号認定	学校教育を希望	27	312			0	312	87
		上記以外	198						
	3号認定	0歳児	10	21		0	0	21	11
		1・2歳児	116	127		0	0	127	11
	計		433	585	0	0	0	585	152

令和6年度	1号認定	64	125	0			125	61	
	2号認定	学校教育を希望	21	312			0	312	137
		上記以外	154						
	3号認定	0歳児	8	21		0	0	21	13
		1・2歳児	90	127		0	0	127	37
	計		337	585	0	0	0	585	248

地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保提供量

	項目	令和2年度		令和6年度	単位
利用者支援事業	量の見込み	-	→	-	か所数
	確保提供量	1		1	
地域子育て支援拠点事業	量の見込み	7,740		6,120	延べ利用回数/年
	確保提供量	7,740		6,120	
妊婦健康診査事業	量の見込み	1,064		868	延べ受診回数/年
	確保提供量	1,064		868	
乳児家庭全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん事業)	量の見込み	84		68	訪問件数/年
	確保提供量	84		68	
ファミリー・サポート・センター事業 (子育て援助活動支援事業)	量の見込み	837		657	延べ利用者数/年
	確保提供量	837		657	
一時預かり事業(幼稚園在園児)	量の見込み	791		616	延べ利用者数/年
	確保提供量	791		616	
一時預かり事業(幼稚園在園児以外)	量の見込み	302		237	延べ利用者数/年
	確保提供量	302		237	
学童保育事業 (放課後児童健全育成事業)	量の見込み	159		109	人
	確保提供量	250		250	
放課後子ども教室推進事業	量の見込み	175		175	人
	確保提供量	175		175	

第2期湯河原町 子ども・子育て支援事業計画 概要版

発行日 ● 令和2年3月

発行者 ● 湯河原町 こども支援課

〒259-0392

神奈川県足柄下郡湯河原町中央二丁目2番地1

TEL ● 0465-63-2111

FAX ● 0465-63-2940